

# 審 査 基 準

平成19年12月25日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：機械警備管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 14日
申 請 先： 徳島県公安委員会（申請書提出先は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問 い 合 わ せ 先： 徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考：